



金 沢 市 公 報

第2647号

平成22年(2010年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●告 示		めの居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について () 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○都市計画の決定について (都市計画課) 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて ()	2	○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課) 4
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3	●選挙管理委員会告示
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	○金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧の場 所について (選挙管理委員会) 6
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称又は所在地の変更について ()	3	●監査公表
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関事業の廃止について ()	3	○監査公表(第2号) (監査事務局) 6
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成及び介護予防を担当させる機関の指定について ()	4	●公営企業告示
○生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のた		○下水道法の規定に基づく事業計画の変更について (建設課) 7
		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 9
		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について () 9

告 示

●金沢市告示第9号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営木越団地自転車駐車場

金沢市営表参道自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 155台

原動機付自転車 5台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成22年1月4日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成22年2月12日から同年5月12日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第10号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	8 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
片町2丁目地内	自 転 車	1 台
長田町地内	自 転 車	1 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
増泉2丁目地内	自 転 車	1 台
広岡1丁目地内	自 転 車	4 台
広坂2丁目地内	自 転 車	1 台
藤江北4丁目地内	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成22年1月4日から同月31日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成22年2月12日から同年8月12日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
中屋町会	代表者の氏名及び住所	中川 敦 金沢市中屋町東96番地	中川 孝之 金沢市中屋町東98番地	平成22年1月1日
竹又町町会	代表者の氏名及び住所	千田 建治 金沢市竹又町イ135番地	大長 行雄 金沢市竹又町イ106番地	平成22年1月1日
木越町会	代表者の氏名及び住所	今井 敏彦 金沢市木越町レ26番地	出戸 秀治 金沢市木越町タ100番地	平成22年1月11日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	林 一洋 金沢市専光寺町そ71番地 12	中谷 重雄 金沢市専光寺町ワ13番地 6	平成22年1月17日

●金沢市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
井東歯科医院	金沢市諸江町30番1号 アルプラザ金沢2階	平成22年1月4日
中山クリニック	金沢市三池町12街区1番	平成22年2月1日

●金沢市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社 安田薬局	金沢市尾山町3番23号	金沢市上堤町1番31号	平成21年11月1日
NTT西日本金沢病院	金沢市尾張町2丁目16番76号	金沢市下新町6番26号	平成21年11月1日

●金沢市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとお

り告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
此花薬局	金沢市堀川町7番22号	平成21年12月31日
中山クリニック	金沢市小坂町中18番地2	平成22年1月31日

●金沢市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ラフィーネ	金沢市田上本町22街区18番地	うめばちすずみ	金沢市鈴見台2丁目10番13号	平成22年1月1日

●金沢市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
有限会社 北国福祉医療開発	河北郡津幡町字倉見カ199番地3	ヘルパーステーション 愛の風	金沢市高島1丁目368番地	平成22年1月1日

●金沢市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市四十万町北及び額谷町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	パークサイド四十万地区
	金沢市南森本町二及び福久町ハの各一部		南森本地区
	金沢市高柳町二の一部		高柳地区

●金沢市告示第18号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一

部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用します。

平成22年2月12日

金沢市長 山 出 保

第1項の表を次のように改める。

名称	戸数	利便性係数
若草町住宅	16戸	0.92
緑が丘住宅	12戸	0.92
円光寺住宅	24戸	0.88
	30戸	0.89
	24戸	0.90
上荒屋住宅	258戸	0.88
金石曙住宅	40戸	0.87
	64戸	0.88
	52戸	0.90
	24戸	0.91
額新町住宅	4戸	0.80
	6戸	0.82
	44戸	0.87
	54戸	0.88
	36戸	0.90
	106戸	0.91
	24戸	0.92
松寺町住宅	24戸	0.84
	138戸	0.87
光が丘住宅	16戸	0.79
	24戸	0.80
	11戸	0.82
	162戸	0.87
	24戸	0.88
	26戸	0.91
粟崎町住宅	56戸	0.87
	214戸	0.89
緑住宅	12戸	0.80
	26戸	0.82
	24戸	0.83
	1,053戸	0.87
	32戸	0.89
	10戸	0.90
	185戸	0.91
平和町住宅	19戸	0.91
大桑町住宅	41戸	0.84
	310戸	0.85
河原市町住宅	64戸	0.82
金石新本町住宅	46戸	0.85
	4戸	0.88
八日市住宅	32戸	0.90
田上本町住宅	60戸	0.85

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第2号

平成22年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成22年2月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成22年2月23日から同年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年2月12日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実 施 期 間
総 務 局	美術工芸大学法人化準備室、秘書課、総務課、文書法制課、職員課、 監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	平成21年6月5日 ） 平成22年1月27日
福 祉 健 康 局	健康推進部 健康総務課、地域保健課	
出 納 機 関	会計課	

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、宮保喜一、田中 仁

なお、宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

3 監査の範囲

平成21年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成20年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 減免事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市税及び市税に係る延滞金の減免について、その具体的な基準を内部要綱で定めているが、地方税条例主義の観点から、規則等で規定することにより市民に分かりやすいものとするのが望まれる。

【税務課、資産税課、市民税課】

(2) 未収金管理事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市税収入について、国の税源移譲の影響もあって、収入未済件数及び金額とも増加傾向にあるので、滞納整理の迅速化など徴収体制の充実・強化に一層努めることが望まれる。

【税務課】

(3) 延滞金徴収事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市税に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。

【税務課】

2 財産管理に関する事務

(1) 保険加入等事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

建物や重要物品に係る損害保険の加入・解約事務について、手続きが遅延しているものが一部見受けられるので、庁内関係部局との連携を強化し、事務に適正を期す必要がある。

【総務課】

(2) 郵便切手管理事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

郵便切手の出納・保管事務について、出納簿への記載方法や点検体制が不十分であるほか、保有数量も年間必要数量を上回っているため、適正を期す必要がある。

【総務課】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の変更の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成22年2月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1(1) 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

(2) 変更内容

① 事業期間の延伸

② 変更に係る予定処理区域

- ア 浅野処理区の一部
金沢市高柳町及び若松町の各一部
- イ 西部処理区の一部
金沢市野田町、山科町及び上辰巳町の各一部
- ウ 臨海処理区の一部
金沢市南森本町、福久町及び普正寺町の各一部
- ③ 合流式下水道の改善施設の追加
- ④ 雨水幹線の追加
- (3) 工事の予定年月日
昭和37年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 縦覧期間
平成22年2月12日から同月26日まで
- (5) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課
- 2(1) 事業名
金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業(森本丘陵処理区)
- (2) 変更内容
事業期間の延伸
- (3) 工事の予定年月日
平成4年5月25日から平成28年3月31日まで
- (4) 縦覧期間
平成22年2月12日から同月26日まで
- (5) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課
- 3(1) 事業名
金沢都市計画下水道事業 金沢市流域関連公共下水道事業
- (2) 変更内容
事業期間の延伸
- (3) 工事の予定年月日
昭和63年2月3日から平成28年3月31日まで
- (4) 縦覧期間
平成22年2月12日から同月26日まで
- (5) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課
- 4(1) 事業名
金沢都市計画下水道事業 金沢市特定環境保全公共下水道事業
- (2) 変更内容
事業期間の延伸
- (3) 工事の予定年月日
平成8年12月25日から平成28年3月31日まで
- (4) 縦覧期間
平成22年2月12日から同月26日まで
- (5) 縦覧場所
金沢市企業局建設部建設課

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 平成21年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 44,320円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 56,340円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 45,740円
- 2 原料価格変動額 17,900円
算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）－45,740円（1トン当たり平均原料価格）＝17,900円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－17,900円（原料価格変動額）/100円×0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から14.68円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成22年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	212円7銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	210円7銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	197円57銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	195円74銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	190円74銭

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年2月12日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成21年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 56,340円
 - (2) 原料価格変動額 31,600円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）－56,340円（1トン当たり平均原料価格）＝31,600円（100円未満切捨て）
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－31,600円（原料価格変動額）/100円×0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から64.47円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
 - (4) 平成22年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円83銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円73銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成21年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 56,340円
- (2) 原料価格変動額 31,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 56,340円(1トン当たり平均原料価格) = 31,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 31,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から64.47円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成22年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円91銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円81銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成21年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 56,340円
- (2) 原料価格変動額 31,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 56,340円(1トン当たり平均原料価格) = 31,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 31,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から64.47円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成22年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	335円68銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	326円58銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成21年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 56,340円

- (2) 原料価格変動額 31,600円

算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 56,340円(1トン当たり平均原料価格) = 31,600円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 31,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から64.47円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成22年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	379円29銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	370円19銭

平成22年(2010年)2月12日 印刷
平成22年(2010年)2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)